

## 家庭用ガスセントラルヒーティング契約

お客さまが出雲ガス株式会社（以下「当社」といいます。）にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、当社がガス事業法に基づき説明し、お客さまに理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）の詳細は、この選択約款に定めています。この選択約款は、当社の窓口のほか、当社ホームページ（<https://www.izumogas.co.jp>）でも確認いただけます。

**1. ガス使用の申し込み及びガス使用契約の成立・契約期間**

- 当社によるガス使用契約を希望される方は、あらかじめこの選択約款を承諾のうえ、当社にガス使用の申し込みをしていただきます。
- 申し込みの受付場所は、当社といたします。
- ガス使用契約は、お客さまからの申し込みを受け、当社が承諾したときに成立します。
- 契約期間はお客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議にない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

**2. 適用条件**

- 家庭用GCHシステムを専用住宅で使用する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

**3. 使用開始予定日**

使用開始予定日は、原則として以下のとおりとなります。なお、使用開始予定日は、決定次第、お知らせいたします。

＜当社の他の料金メニューや最終保障供給からの切り替えの場合＞  
申し込み後、所定の手続きが完了した後に到来する定例（最初の）検針日の翌日

＜引越し（転入）の場合＞  
お客さまが希望した日を基準として、協議することといたします。

適用開始予定日

**4. 契約の変更及び解約**

- 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。その場合には、あらかじめ当社窓口及び当社ホームページにおいて掲示いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- ガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。
- 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合にはこの限りではありません。
- 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（ガス小売供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- 契約の変更及び引越し（転出）等に伴う解約については、当社まで連絡ください。

**5. ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など**

- あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。当社（導管部門）は、検針の目的のみで係員をお客さまのガスメーター設置場所に立ち入らせていただきます。この場合、ご挨拶を省略させていただき、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。
- ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金（原料費調整額を含みます。）の合計といたします。

- 契約いただくガス料金メニュー等は、以下のとおりです。

＜お客さまに適用するガスの家庭用ガスセントラルヒーティング契約料金表＞

基本料金		その他期	冬期
1ヶ月及びガスメーター1個につき		4,290.00	5,004.48
<small>・その他季 4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日）までの期間 ・冬季 12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日）までの期間</small>			
基準単位数料金			
1㎡につき		167.68	

- 上記家庭用ガスセントラルヒーティング契約料金表が適用されます。
- 実際に適用する単位数料金（円/㎡）は基準単位数料金に平均原料価格の動向を加味したもの（調整単位数料金）で毎月決定され、下記の計算式でガス料金を算出します。  
（調整単位数料金は、当社ホームページの毎月の契約料金表でご確認下さい）

ガス料金（早取料金）＝基本料金＋（ご使用量×調整単位数料金）

- 上記の料金は早取料金（すべて税込）です。支払義務発生日（検針日等）から20日経過後にお支払いいただく場合には、遅取料金（早取料金の3%割増）となります。
- ガス料金は、口座振替、払込み、クレジットカード払い、その他当社の指定する方法のうち、いずれかの方法により、支払義務発生日の翌日から起算して50日目（支払期限）までにお支払いいただきます。支払期限を経過してもガス料金のお支払いがない場合、ガスの供給を停止させていただくことがあります。
- 当社はお客さまの使用量などのお知らせを、原則として紙面または電磁的記録（当社ポータルサイト）にてお知らせいたします。
- 一般契約料金以外にも、お客様の所有されるガス機器、ガスのご使用量等の条件によっては、お得となる契約種別もございます。詳しくは当社ホームページでご確認いただくか、若しくは当社営業部へお気軽にお問い合わせ下さい。

**6. ガス料金のお支払い方法**

- ガス料金は、口座振替、払込み、クレジットカード払い、その他当社の指定する方法のうち、いずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

**7. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性**

- 当社は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。
- 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は4.6メガジュール、1.3Aですので、消費機器は1.3Aとされている消費機器が適合いたします。

熱量		ガス栓の出口における圧力		燃焼性 (ガスグループ)
標準：4.6MJ	最低：4.4MJ	最高：2.5Kpa	最低：1.0Kpa	1.3A

**8. ガス工事（導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担）**

- ガス工事が必要な場合は、別途定める契約条件に基づき、当社へ申し込みをしていただきます。
- 内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。
- ガスメーターは当社（導管部門）所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客さまにご負担していただきます。ガスメーターの検定期間満了による取替等、当社（導管部門）の都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当社（導管部門）が負担いたします。
- 供給管は当社（導管部門）所有とし、これに要する工事費は当社（導管部門）が負担いたします。ただし、お客さまの申し込みにより供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費は、お客さまにご負担していただきます。

**9. お客さまの責任及び協力をお願い**

- ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。
  - ① 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
  - ② ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
  - ③ ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
  - ④ お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当社に通知していただくこと。
  - ⑤ 内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと。
  - ⑥ ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、当社がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと。

## 10. 供給施設の保安責任

- ・当社は供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。ただし、お客さまが、当社（導管部門）帰すべき事由以外の事由により損害を受けた場合は、当社及び当社（導管部門）は賠償の責を負いません。

## 11. クーリング・オフ（お申し込みの撤回又は契約の解除）について

クーリング・オフ（お申し込みの撤回又は契約の解除）については、本紙右側の記載をご確認ください。

## 12. ご本人以外の立会について

お客様の都合によりご本人以外の方が立ち会われ、ガスの供給に係わる重要事項を承諾いただいた場合にも、本契約をご本人に承諾いただいたこととみなします。この場合、立ち会われた方がご本人に十分な周知をお願い致します。

説明後、説明者記入欄			説明者
供給地点特定番号		契約年月日	
ガス小売事業者			
出雲ガス株式会社 営業部（小売登録番号：H0011） （住 所） 島根県出雲市上塩冶町2388-1 （連絡先） 0120-21-0267（0853-21-0267） （受付時間） 9：00～17：30 （ホームページ） <a href="https://www.izumogas.co.jp">https://www.izumogas.co.jp</a>			

### クーリング・オフ（お申し込みの撤回又は契約の解除）について

1. 特定商取引に関する法律（以下「法」といいます。）にいう訪問販売または電話販売でお申し込み（またはご契約）された場合、本書面を受領した日（本書面より前に法に定める申込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日）を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
2. 上記1.に記載した事項にかかわらず、当社または当社の代行店が、お申し込みの撤回又は契約の解除に関する事項につき不実のことを告げたことにより誤認をし、または、威迫したことにより困惑し、これらによってお申し込みの撤回または契約の解除を行わなかった場合には、クーリング・オフ妨害の解消のための法に定める書面を受領し、その内容について説明を受けた日を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力は書面を発信したときに生じます。
3. 上記1. または2. のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合、お客さまは、損害賠償又は違約金の負担はなく、役務の提供がすでになされている場合においても、料金その他の金銭の支払いを請求いたしません。料金がお支払い済みのときは速やかにその全額を返還いたします。
4. 上記1. または2. のお申し込みの撤回又は契約の解除があった場合、本契約に係る役務の提供に伴い、お客さまの土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、お客さまのご請求により、原状回復に必要な措置を無償で講じます。
5. クーリング・オフを行う場合は、ハガキ等（特定郵便記録または簡易書留）または電磁的記録を出雲ガス株式会社宛に送付して下さい。  
発行する書面または電磁的記録には、以下の内容をご記載下さい。
  - （1）申し込み（契約）年月日
  - （2）販売会社の名称
  - （3）お申し込み撤回または契約を解除する内容（例：「ガス供給契約」等）
  - （4）お申し込み撤回または契約解除の旨（例：「ガス供給契約申し込みを撤回します」等）
  - （5）撤回、解除申し出年月日
  - （6）お客様のご住所、お名前（漢字及びカタカナ）、連絡先  
FAX番号：0853-21-0320                      メールアドレス：cooling-off@izumogas.co.jp